

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年10月20日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所小田原支部大会議室

参加者等

司会者 佐藤 晋一郎（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）

裁判官 牛島 武人（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）

検察官 尾江 雅史（横浜地方検察庁小田原支部検察官）

弁護士 笠間 圭一郎（横浜弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 60代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 70代 男性（以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

本日は大変お忙しいところ、裁判員経験者の意見交換会にお越しいただきましてまことにありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます横浜地方裁判所小田原支部の裁判官佐藤晋一郎と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

着席して進めさせていただきます。

まず、この意見交換会を行う趣旨につきまして、簡単にお話をさせていただきます。裁判員制度が始まりましたちょうど今日で6年5か月ということになります。この間、小田原支部では大体70件ぐらいの裁判員裁判が行われたということになります。

皆様方の非常に真剣で誠実な、そういう姿勢に支えられまして、これまで裁判員裁判は順調な形で推移しているというふうになっております。ですが、裁判員裁判

を行うに当たって、更に検討しなければいけないこと、より良い制度にするためにまだまだ工夫しなければいけないこと、そういうものもあろうかと思えます。

裁判員裁判が終わったところで、皆様方にアンケートという形でいろいろな御意見をいただいているところではございますけれども、若干時間がたった現時点におきまして、また改めて、御経験された裁判員裁判がどうであったのか、これをより良いものにするためにどういうふうなことが考えられるか、というふうなことで、ぜひ忌憚のない御意見をいただければということで、意見交換会を始めさせていただければと思います。どうか忌憚のない御意見、裁判官、検察官、弁護士がどういうふうにすればいいのか、どんなふうを考えるのかということにつきまして、御意見をいただければと思います。

なお、この意見交換会の内容につきましては、将来、議事録として裁判所のホームページに掲載されると可能性がございます。ですから、評議の際にはお名前をおっしゃっていただいて、それで評議を進めていたというのがありますけれども、ここでは番号で呼ばさせていただきますし、番号でお話しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

早速本題に入ります。まず、出席しておられる皆様方から自己紹介をいただければと思います。まず私、佐藤でございます。裁判員裁判、裁判を執るごとに、非常に皆様方の広い視野からの鋭い視点であったり、あるいは温かい視点であったり、そんなふうなことで毎回目を見開かされること、すごく多くございます。非常にこの制度は有意義な制度だろうというふうに思っております。本日もまた御意見を伺いましてぜひより良い制度として進めていければと思います。本日はよろしくお願いいたします。

では、次、裁判官、検察官、弁護士がまず自己紹介をします。

(裁判官)

裁判官の牛島と申します。よろしくお願いいたします。今回、お越しいただいている方、1番の方と一緒に事件をやらせていただいたのですが、ほかの皆様とははじ

めましてということで、私が入っていない事件についても、素材にして皆様の御意見を伺えるということで、自分のかかわった事件についてどのような形でごらんいただいたのかなという意見のほか、ほかの事件一般についても皆様が事件に立ち会われて議論をされる中で、どういったところに疑問を持たれ、どういった点を改善してもらいたいというふうにお考えなのかというのを聞くのが非常に楽しみで、今日ここに参りました。

ぜひいろんなお話を聞かせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

では、検察官。

(検察官)

検察官の尾江と申します。今回、議題に上がっている事件の中で、3番さんから6番さんまでの事件、3つの事件について裁判員裁判を担当させていただきました。

検察官としてそれなりの数の裁判員裁判を経験してきたわけなんですけれども、アンケート結果だけからでは、ちょっと具体的に何をどう改善していけばいいかというその具体的な方法だったり方向性というのがなかなか漠としているところもありまして、率直な意見を聞けるこの機会というのを非常に楽しみにしております。

今日いただいた意見を踏まえて、今後の裁判員裁判の活動に生かしていきたいと思っておりますので、ぜひ批判的に、こうした方がいいというふうに言っていただければ、積極的におっしゃっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(司会者)

では、弁護士。

(弁護士)

弁護士の笠間と申します。よろしくお願いいたします。私は1番の方の事件を弁護士としてやらせていただいて、あと2番の方も被害者代理人ということで参加し

ていました。裁判員裁判の経験は数件程度なんですけれども、このように裁判員の経験者の方から御意見をいただけるというのは、初めての機会なので、いろいろお話を伺って今後の弁護活動の参考とさせていただいて、より良い弁護活動を実現していきたいと思いますので、もう遠慮なく厳しい意見をいただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

(司会者)

厳しい意見をおっしゃっていただいてということで、今度は裁判員経験者の皆さんに自己紹介、担当された事件の概略なりと、あと自己紹介ということでお聞かせ願えればと思います。よろしく願いします。

では、1番の方からお願いします。

(1番)

一番最初、建造物放火という部分で、裁判員裁判に参加させていただきました。2月にこの裁判員の封書が来まして、何か悪いことしたかなというイメージでありまして、封筒を見たら裁判員裁判と、まさか自分がその裁判員裁判に選任されるなんていうのは夢にも思いません。それでこの建造物放火という事件なんですけれども、誰もお酒を飲む時にそういう妄想に駆られたとか、自分の自己顕示欲、そのうちに心神耗弱とかになる可能性はあると思うんですよ。その時に理性が働けばいいんですけども、たまたまその被告人の方は理性が働かなかった。

自分たちもお酒を飲むし、その時にちょっとおかしくなっちゃうなと思う時もあると思うんですよ。ですからこういう判決の出た時にも、自分に置き換えたらどうなのかなと、自分で、人間が人間を裁くことですから、ちょっとやっぱりもう少し人間的な部分を見た方がいいのかなという。人間必ずしも悪いところばかりじゃないですから、いいところもあるわけですから、そういうところも少し見ながらやった方がいいのかなという印象を持ちました。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、2番の方。

(2番)

私が担当したのは強制わいせつ致傷ということですね。新聞等で裁判員裁判というのがよく報道されていたので興味があって、そういうところに呼出しが来まして、興味で行って、行って見て意外と裁判員候補というのは欠席が多いなと思ひまして、何か結構、裁判所からの呼出しだから絶対行かなきゃいけないのかなと思ひて、それで行ったんですけれども、休んでもよかったのかな、なんて思ひました。

辞退される方も結構いたので、最終的には大分選ばれる人間が少なくなつて、「ああ、やばいな、選ばれるかな。」と思ひてたら選ばれてしまつて。でも、とてもいい経験ができたと思ひて感謝しています。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番の方。

(3番)

私が担当したのは強盗致傷でした。裁判員になるのは最初ためらつたんですけれども、やっぱりちょっと経験してみたいなというのは前からありましたので、いい経験になつたとは思ひてます。やっぱり法廷とか裁判所とかそういう仕組みがはつきり分からなかつたので、そういうのも勉強できたんじゃないかと思ひてます。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方。

(4番)

私が裁判員で判定したのは、家族間の兄弟げんかから始まつたような事件で、お兄ちゃんを刺しちゃつたというような事件でした。

裁判員に選ばれるということはまず今まで考へてなかつたもので、世間一般的な話かなと思ひてたら、嫁の方の身内が保護司だったりなんかして、ちょっと選ばれたんだという話をした時に、「えっ。」という驚きですね。この神奈川県でも何人もいる中の1人として選ばれた、すごいんだなつて。周りは、「選ばれちゃつたの。」という意見もかなりあるんですね。

それよりもでもやっぱり光栄なことであって大変勉強になりましたし、その事件からというわけじゃないんですけども、結構何回か傍聴に来るようになりました。佐藤さんと牛島さんの事件等をちょっとのぞかせてもらって、「結構辛口なことを言うんだなあ。」とかというのがあります。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方。

(5番)

私は強盗致傷でした。正直言って、弁護士さんとか検察官の方とかがしゃべってらっしゃる言葉を、実は判断材料として聞いてなかったというのが事実です。なぜかというと、裁判官がいらして裁判官の後ろでただ傍聴しているというような感じで裁判をしてしまったなというのがちょっと反省点ですね。

ちょうど私がやった時、『HERO』がはやってまして、よく検察官が裁判官に向かっていろんなことをしゃべっているシーンを見ていたんですけども、そんなふうに捉えることができなかったというのが、反省点としてあります。

どちらかというところ、裁判に入って、全てもう決まってるんじゃないかと、ストーリーが。その中にちょっと加わっただけみたいな、そんな印象を持っていました。

何か自分に主導権が何もないというか、何も判断するものがないんじゃないかなというふうに感じてました。そんな感じでした。

(司会者)

ありがとうございます。では、6番の方。

(6番)

皆さんが言ってるように、まさか裁判員に選ばれるとは思わなかったですね。興味はあったんですけどもね。強盗致傷事件に立ち会わせてもらったんですけども、今まで事件とかそういう裁判というのに興味はあったけれども、どういうあれするのかちょっと見当が付かなかったですね。

それで、判決を下すんでも、やっぱり自分だと判断が付かないですね。ある程度

人の意見を聞いたり、いろんな事例も参考にしなきゃ、とても裁判の見当付かないです。それでたまたま、もう判決するのに、何年というのはちょっとね、全然、自分としては判断付かないですね。

参考のそういう資料があったために、自分としても、じゃあ、これでいいんじゃないですかというような判断が付いたですけれどもね。

自分で判断するにも、「じゃあ、これ、あんたどうして判決の判断をしたのか。」と言われても、ちょっと自分自身は、逆にこれこれの理由でもって、これだけの刑がいいんじゃないかという、その説明が付かないんですよ。だから何か参考でそういう事例がないと、僕ら素人じゃあもう判断付かないです。大体そんなところが今までの感想です。

(司会者)

ありがとうございます。5番と6番の方は同じ事件ということになりまして、実は3番の方の共犯の事件だったと、こういうお話なんですね。

(3番)

ああ、そうなんですか、分かりました。

(司会者)

それぞれお話しいただいたんですけれども、ちょっと中身の話、テーマ2の方に移りながらお伺いします。

審理の中では、この審理が何をやっているのか、どうなのかというふうなことに、それはだんだん理解できていったという感じなんですか。それとも、審理の中で、最終的な評議の場になってやっと何かこれは何をやっていたのか分かったという感じなんですか。

ちょっとそういうふうなテーマ2は全般にかかわるようなお話ですけれども、ちょっと伺わせていただければと思います。

最後の評議の場面になって、やっと、これは何をやっていたのかが分かるって感じなのか。それとも、審議の中でだんだん分かっていったという感じなのか。ちょ

っとその辺りはどんなふうな感じで受け止めておられますか。1番の方から。

(1番)

先ほど、5番の方が言われたとおり、最初、呼ばれて、それでその審議に入った時に、事件の内容は分かるんですけども、専門用語がいっぱい出てくると、自分で、「あれ、違うかな。」「これ、言っちゃっていいのかな。」とか、「聞いてもいいのかな。」という、その中で、自問自答しながら、「言っちゃまずいかなあ。」という部分で、そのまま流れちゃうんですね。もう少し細かくみんなが納得できるような説明をされた方が、もっともっとその事件の内容について審議できると思うんですよ。昨日呼ばれて、この書類を渡されて、見て、どういうふうに判断してるのかなと。例えば、裁判官、裁判長とか、我々が質問をしても、素人に説明しても、「ちょっとこれ、言っちゃまずいのかな。」とか。言って、恥ずかしいなと思う場合もあると自分で思うんですよ。今のように、忌憚なく意見を言ってくださいと言われると楽になるんですけども、まるっきり初対面ですから、そういう時に、「これは言えないよな。」と。

もう少しオープンにできるような形になった方がもっともっとみんながその事件に対して考えると思うんですよ。

(司会者)

だんだんと話しやすくなったとか、そういうことはありますか。

(1番)

だからそのおっしゃった裁判官は、ものすごく話し方も柔らかいですから。だんだん「ああ、もう普通の人なんだな。」と。裁判員も名前あるんですけども、普通の人なんだなと。我々もその意見に対して発言もできるし、大分柔らかくなりましたね。

(司会者)

分かりました。2番の方はいかがですか。

(2番)

私の場合は割と争点がはっきりしていたので、最初から、「ああ、こういう感じなんだな。」ということは分かって、そんなに難しいとか分からないというのはなくて、最初から皆さん意見を言って、割とスムーズに進んだんじゃないかなと思います。

(司会者)

1番の方の事件は放火でかつその責任能力ということで、精神状態の問題が何か責任に影響するのかなというのが問題となっていた事案でないかと。

(1番)

そうですね。

(司会者)

2番の方の事案はその強制わいせつ致傷ということでしたけれども、強制わいせつの態様なんかを争ってて、本当にその強制わいせつ行為があったのかどうなのかというふうなことになりますね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

3番の方は最初から十分に分かって入っていったという感じですか。それとも最後の方になって、という感じでしょうか。

(3番)

私の場合は最初から分かりやすかったですね、こういう事件ですって順序立てて説明してもらえたし、法廷に行っても、もう自白して明らかという感じでしたので。何か分かりやすく、「ああ、裁判というのはこういう順番順序でやっていくんだな。」っていうのが分かりましたけれども。あと、法廷がちょっと傍聴人の人たちがみんな怖かったというのがすごい印象に残りますね。やっぱり目付きが、「あ、ここに座っているとちょっと怖いかな。」というのが印象でした。

(司会者)

分かりました。ということは、傍聴席にもいろいろちゃんと目配りができると。

(3番)

行きますよね, どうしても。あと, 被告人の奥さんが涙ながらに話すという証人。情状証人と書いてありますけれども。あれが何となく, 何でここで本人じゃなくて奥さんが, 罪を犯したのは奥さんじゃないのに涙を流すんだらうって, そういうのが, すごい何か不自然だったような気になりましたけれども, それは法廷ですから。あとはその怖かったというのは残りました。

(司会者)

分かりました。内容については, 割と最初の方から順序立てて分かりやすかったですか。

(3番)

分かりやすかったです。

(司会者)

4番の方, 4番の方の事件は, これも責任能力ということですね, 家族間の殺人未遂ではあったんですけども, そこで十分な責任を取れるような能力があってその行為をしたのかどうなのかというのが問題の話なんですね。

(4番)

そうですね。だから, 私も兄弟がいますし両親も健在なんですけれども, この事件, 私が裁判員になったあれは, お兄さんを殺すつもりでけがをさせた。これって, 結局, 「警察にお兄さんが救急車を呼んだか何かであれして, 警察沙汰になるの。」というような印象を先に持ったんですね。

裁判が始まって, 最初にそのお兄さんの証人と, あとその被告人の精神がちょっとあれだったということで, 病院の先生が証人になってという, 初日がそれだったんですけども, 後になって, お兄さんにもうちちょっと聞いたかったなというのが出てきたりというのがありましたね。

だから, 最後になって, 刑が軽くてよかったということもありましたけれども。

(司会者)

内容自体はある意味、自分を考えるような、ある意味分かりやすかったのかもしれないんですけども、ただその分、後で聞きたいことが出た時にちょっと、ということですか。分かりました。

5番の方は、内容についての理解というんですか、審理の中ではあんまり入ってこなかったという感じなんですか。

(5番)

内容どうのこうのというよりも、自分の意見がどこまで言えるのかということですね。やった行為に対しては本人が認めているので、それについての裁判ではないよと、まず量刑の裁判だよということを最初言われた時に、何を審議する必要があるんだろうなみたいな感じを受けてしまったんです。認めてない人が、実はちゃんと犯しているから罪を償いなさいというものだったらば、もうちょっと入り込みやすかったと思うんですけども、もうやったことは事実だし、それを認めてる、あと量刑と言われると、先ほど6番の方が言われたように、皆目見当も付かない数字で、本当に最後、その判例を見せられるまでは想像も付かなかった、という意味で、多分難しかったと思います。

(司会者)

法廷でやってることと、最終的に数字を決めなきゃならないということが、なかなかすぐにはこう。

(5番)

そうですね。

(司会者)

6番の方は、その刑の話に関してはいろいろな、量刑検索システムということで量刑の資料を見てお考えになったということですけども。審議の中身自体は、ある程度、これはどんなことがあった事件なのかということについては。

(6番)

最初、5番が言ったように、台に上がった時は、もうあがっちゃって真っ白で、何も分からなかったですよ。内容を見れば大体筋が通っているけれども、前を見た時は、みんな傍聴席を見たらもう駄目なんですよ。自分から言うなんてそんな気は起きないですね。ただ一生懸命こうやって見て頭の中真っ白でね。最初の日はね。2日目になったらだんだんリラックスして、内容をこう打ち解けて話せるようになったんですけどもね。最初のいきなりあれに上がった時はみんなそうだと思うんですよ。それでそれから2日目、3日目になってだんだん慣れて、みんな慣れてきたらね、大体話が分かるようになっていって。最初のうちはやっぱりみんなそうだと思うんですよ。意見を言えといっても言えないですね。それは慣れている人はあれですけども、僕ら素人は何を言っているか分からなくなっちゃうんですね。下手に言って恥をかいちゃ嫌だから、黙ってればいいって。言いたいこともあるんですけどもね。やっぱり感情が入っちゃうんですよ、どうしても、最初のうちは。感情が入っちゃって、やろうとするとこんなに、当然人の意見を聞いているうちにだんだん自分が冷静になってくるんですね。こんなことをしたらもっと罪を重くしたらいいじゃないとか思うけれども、いろいろ意見を聞いて、だんだん自分が冷静になってくると、このぐらいの程度でいいんじゃないのかなという、だんだんそういう気分になってきますよね。だから、最初のうちはどうしても感情が入っちゃいますね。

(司会者)

だから、それはだんだん進むにつれて冷静になってくるという形ですか。

(6番)

そうです。それでああいう事例を見て、大体判断も付くんですけども、最初からはできない、やっぱり、判断付かないですね。

(司会者)

だんだん徐々に入ってくるという感じにはなってるのかもしれませんがね。ちょっと手続の一番最初に、これから行われる裁判はどういうところが着目点なん

だ、どういうところが実は争点なんだということを、一番最初に検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述という形で、これから自分たちが立証していこうとすることはこういうことで、こういうところが争点になってるからというふうなことの説明があるんですけども、弁護人の方も同じように冒頭陳述があるんですけども。その段階だと、あんまりパッとこう頭に入ってこないという感じでしょうか。これはテーマの（１）になってる部分となるので、ちょっとその部分について限定した形で伺いたいんですけども。

一番最初に冒頭陳述が、検察官、弁護人から。これで大体この事件は何が問題になっているのかな、これからどんなふうに注意して証人の話を聞いたらいいのかなというのは、なかなか入ってこない感じですか。それとも、ある程度分かりやすかったですか。ちょっとこれは検察官、弁護人の活動にもかかわることなんで、またいろいろ御意見をいただければと思うんですけども、冒頭陳述についていかがでしょうか。では、順番でまず１番の方から。

（１番）

弁護士の方が最初に冒頭陳述、弁護側の方でお話をした時に、この方は何を言ってるのかな。その事件に対して論点がどこにあるのかなという。聞いてても何をおっしゃってるのかなという、この事件性に対して言ってることは分かるんですけども、ちょっと論点が結び付かないんじゃないかなという部分も見受けられましたね。

（司会者）

冒頭陳述の印象としては。

（１番）

ええ。本当に弁護してるのかなと。何かその辺がちょっと分かりづらいなという部分が見受けられました。検察側の方は当然、その罪についての意見を出しているわけですから、これは当然分かりますけれども、弁護人はもう少し分かりやすいような、分かりやすい論点で示してくれるような話をされた方がいいんじゃないかな

と感じました。

(司会者)

ちょっとまた検察官と弁護士からも質問があるかもしれませんが、それは後でということにしたいかと思います。

2番の方はいかがでしょう、冒頭陳述について。

(2番)

皆さん分かりづらいと言うんですけれども、私が担当したのは事件が単純だったからなのか分かりやすかったんですよね。だから、これをやったかやらないかで罪が傷害罪なのか迷惑防止条例違反になるのか、どちらかという争点をはっきりしてたので、あとはだから証拠を見て被告人が言っているとおりなのか。それとも証人、被害者の言ってるようなことなのかというのを見て判断するという流れができてたので、最初から最後まで物事がスムーズに運べたと思います。

(司会者)

検察官が主張する内容、弁護人が主張する内容がパッと入ってきた。

(2番)

はい。

(司会者)

分かりました。では、3番の方。

(3番)

私の場合も何か分かりやすかったという印象ですね。あと評議室で裁判官の方がいろいろ説明してくださったんで、何か疑問があったらみんな質問してましたし、分かりにくいというのはなかったですね。

(司会者)

分かりました。では、冒頭陳述ということで4番の方は。

(4番)

私の方も大変分かりやすかったです。弁護士さんがもうこっちが聞こうかなとい

うところを先に紙に書いて出してくれるような状態で。もう淡々となっていましたし  
検察の方も優しく、まあ、こういう感じですねというようなのが表れている。私は  
分かりました。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方。

(5番)

冒頭陳述に関しては理解できたと思います。自分なりには。

(司会者)

6番の方。

(6番)

検察側の冒頭陳述は分かりやすかったですよ。はっきりしてて証拠もあったし。  
ただ、弁護人の方はちょっと分かりにくかったところがあったですね。そんな感じ  
ですけれどもね。全然分からなかったわけじゃなくて、ちょっと分かりにくいとこ  
ろがあったですね。

(司会者)

今度は検察官と弁護士の方からということで、何か質問があるかもしれません。

じゃあ、検察官の方から。

(検察官)

全ての方に分かりやすかったと言っていたので、特に質問はありません。

(司会者)

弁護士の方は。

(弁護士)

1番と6番の方が分かりづらかったというようなお答えだったので、ちょっと勉  
強のためにお聞きしたいのですけれども。まず1番の方ですけれども、論点が結び  
付かなかったというお話だったんですけれども、要は、争点に関しては理解できた  
けれども、弁護人が言ってるその争点に関するポイントみたいな挙げてる部分が、

何でその論点と関係あるのか分からなかったという意味ですか。

(1番)

回りくどくお話をされているような感じがしたんですね。

(弁護士)

要は、論点と挙げてるポイントというのが、ダイレクトに結び付かなかったというところですか。

(1番)

言ってることは理解できるんですけども、もう少しはっきりとした言い方をされた方が分かりやすくなる。

(司会者)

回りくどいということですかね。ありがとうございます。

(弁護士)

あと6番の方なんですけれども、ちょっとその弁護士の冒頭陳述が分かりづらかったということの、何かどういう点が分かりづらいかとかいうのがあれば。

(6番)

結局は、今、1番が言った人と同じような感じなんですよね。

(司会者)

回りくどいですか。

(6番)

そうそう、回りくどい。全く同じですよ。

(司会者)

よろしいですか。

(弁護士)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

次の証拠調べについてという方に移っていきたいなと思います。ちょっと分かり

にくかった、分かりやすかった、両方の意見があったんですけども、証拠調べの中で、結局、どこに着目していいのかというところが最初に示されて、その上で証拠調べの中でその着目すべき点を中心にして、多分質問をされるんでしょうし、その答えもされるので、そこを重点的に聞くみたいにする。こういうことになるわけですけども。

どうでしょう、証拠調べの内容についてですけども、争点を判断するのに十分な情報がきちんと入ってきたのか。ちょっとやっぱり尋問が分かりにくくて、何を証人から引き出したいのか分かりにくかったとか。いろいろ御意見があったかと思えますので、ぜひ証拠調べの内容について、またこういうところが質問としては良かったとか、こういうふうなところは悪かったとか、何か御意見がいただければと思えますので、証拠調べについてということをお願いしたいなと思えます。

質問の意図とかというのは分かりやすかった、それとも、どうでしょう、1番の方。

(1番)

証拠調べというのは一目瞭然で、建造物放火ですから。その写真を見たので、もうそれ以上のものはないもんですから、完全に燃えてるところを写真に撮られておりますから。それ以上のものはないなど。簡単に言えばはっきりと分かりました。

(司会者)

パッと燃えている形のものが何点かあったかと思うんですけども、一目瞭然というのは。証人尋問は、結局、そのお父さんとその場にいた警察官ですね、屋根の上にいるような話、それから鑑定をしたお医者さんというふうな方を聞いてたんですけども。どうですか、その質問と答えで、大体この質問はこういうことを引き出したいのかなと分かって、その引き出したいようなことが十分答えから分かりましたですか。

(1番)

被告人に対して裁判官が質問される時に、ほとんどもう自分がやったということ

は認めているので、何も反論もなかったですね。

お父さんについても息子がやったことに対しては、もう全部、親の責任もあるし本人の責任もあるから、全部お任せしますという感じで取りましたね。

精神科の医者については、あの方もやっぱりいろんなちょっと分かりづらい部分はあったんですね。本当に心神耗弱なのかという部分で、半分半分のお答えのような気がしたんですね。我々その資料の中で、先ほど冒頭に話したように、誰しもあるようなことですから、そこまで心神耗弱の状態で精神鑑定するのはどうかなという部分もちょっと疑問を持ちましたね。

(司会者)

これは、特に問題になったのは、平素の人格の延長線上の話があって、それで平素の人格から説明ができるのかそうじゃないのか。ちょっと平素の人格とはかけ離れた状態にその時なっていたのではないか。そういうふうなところが視点としてはあったかと思うのですけれども。そういう視点で、特に鑑定の話でやっぱりちょっと分かりづらかったですか。

(1番)

ちょっとその説明の中で、その過程を全部、その内容を把握できたんですけれども、精神鑑定の中で、もう少し分かりづらいような、分かりやすいような説明の方がいいんじゃないかと。当然、専門医ですから、いろんな部分で専門用語が使われてますけれども、一般の裁判員から聞いて、もう少し分かりやすいはっきりとした言葉で言われた方がいいんじゃないかと、そういうふうに感じました。

(司会者)

分かりました。ちょっとこれは質問する側の問題も併せてあるのかなと。

やっぱりちょっと難しい説明、ちょっとはっきりしないような説明だったというふうな感じですか。分かりました。

(1番)

そうですね。

(司会者)

あと警察官はその場にいた警察官ということだったのですが、特にそれは何かありますか。

(1番)

警察官の方は本当にその現場にいられて、その方を逮捕する時にも一緒に警察まで護送した時に、「やっちゃったからしょうがねえな。」と。それを警察官は本当にその状況をよく説明されたなど。それはよく感じました。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

2番の方ですけれども、2番の方は被害者の方が、事件としては2つあったものですからその2人の被害者の方、それぞれ質問をした。こういうことになりますですね。あとは情状証人でありましたけれども、いかがでしょう、これはまさにしたかないかってそういう話なものですから。

(2番)

そうですね。結局、証拠というのが被害者の証言、すごく重要ですよね。この場合はビデオがあったから、それをみんなで見ながら、こんな感じでやれるのかな、やれないのかなとか、話し合いながら結論を出していました。

もしこのビデオ映像がなかったらどうなったのかななんて、今、思うと、はっきり証拠らしい証拠というのは言葉しかなかったわけですから、判断が難しかったのかなとも思います。どうなのか分かりませんが、やっぱり証人の証言というのは結構心に響きました。

(司会者)

確かにこれは、その場面の映像というのが、お1人の分ということにはなりませんけれども、あったんですよね。

言葉しかなかったらやっぱりちょっと、それが本当にそのとおりののかを判断するのは難しかったんじゃないかと。分かりました。

では、3番の方です。今度は強盗致傷で5番、6番さんの共犯者ということになるんですけども、こちらは、結局、被害者の方と被害者の奥様がおっしゃられたという形になります。あとは情状証人があったと、こういう形になりますですね。

(3番)

証拠というのは凶器とか見せていただいて、多分5番と6番の方と同じ凶器が出てきたのではないかと思うんですけども。

(司会者)

そうですね。番線カッターというやつですね。

(3番)

ですよ。あと、事件がもう裁判の1年半以上前の事件で、被害者の顔の状態とかそういうのは、もうよく分からない感じだったんですけども。ああいう事件というのは、被告人席に共犯者も2人並べて裁判というのはないんですか。

(司会者)

あります。

(3番)

あるんですか。

(司会者)

そういうこともあります。

(3番)

この場合は、まだ捕まっていなかったから1人だけだったんでしょうか。

(司会者)

この場合はといいますか、ちょっとこれは別々に行った方がいいだろうというふうな形で、公判の前の手続、いろいろ打合せなり準備状況を全部踏まえた上で、それぞれ行ったということになります。

ただ、被害者の方とか被害者の奥様が出てこられたというのは、全く一緒なんですよね。本当はやっぱり一緒の方が判断しやすかったという感じですか。

(3番)

はい。一緒に並んでもらって、やっぱり凶器をどっちが持ったかとか、そういうのがもしかしたら違ったかもしれないとか。殴られた人はもう記憶がその時にはっきりしないみたいなことをおっしゃってたので、何かちょっと一緒に並んで見てみたかったかなと。そういう感じもしてます。お互いに罪をなすり合っているかな。やっぱり自分にいいように被告人は言いますよね。だから、どうなんだろうというのが正直な話ですね。

(司会者)

今、かなり判断の中身みたいなところになってますけれども、その証人尋問自体の内容というのは、非常に分かりやすかったという感じですかね。

(3番)

はい。内容は分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

では、4番の方。4番の方の場合は、結局、その被害者の方、それから結局、鑑定をしたお医者様、お父さんの方という証人尋問で。

(4番)

お父さん、お母さん、あと被害者の方、お兄さんですね。わりと分かったんですけども、お医者さんの意見はですね、ちょっと難しいですよ。精神状態とか、それをやっぱりいろいろと弁護士さんなりに質問して言うんですけども、それもちょっといろいろと難しいですよ。それは聞いてても難し過ぎて、ちょっと右から左に流れちゃったというのがありますよね。

だから、精神に異常を来してやったのかとかというんだったら、また違うあれになってしまうんでしょうけれども。その場の気持ちというのはやっぱりちょっと分かりづらい部分がありました。それで終わってからもちょっと終わりまで何かちょっと頭の中がもやもやしているような状態。何かいろいろなその言葉ですよ。「ど

こが違うの。」というのが、ちょっと「どう違うの。」って、今でもちょっと疑問に思いますよ。

(司会者)

分かりました。専門の精神状態に関する、1番の方も指摘されてましたけれども。では、5番の方。

今度は、5番の方の時は、被害者の方、被害者と3番の被告人が証人に出てきた。こういうことになります。

(5番)

はい、そうですね。証拠調べ、証拠の番線カッターについては、文字で見た時はそんなに大変な物って思ったんですけども、実際に証拠品を回していただいて持った感じが、やっぱりかなり重い。これはやっぱり凶器になるなというのを感じました。

(司会者)

6番の方はいかがでしょう。

(6番)

今、3番の方が言われたように、2人を一緒にと言ったけれども、その後、留置場から来て、一応証言したんですよ、いろいろ、やっぱり多少は違うところありますよね。そして、その番線カッターの振り下ろしの、本当にけがをさせるつもりでやったのか。それとも成り行きでそうなっちゃったのか。ちょっとそれを議論したんですよけれどもね。ちょっとそれは何とも言えないですね、結局、けがさせたということはいずれも間違いありませんけれども、本当にやるつもりだったのか。その辺が殺すつもりでやったのか、けがさせるつもりでやったのか、それはちょっと本人じゃなきゃ分からないですよ、それはね。

それで、そのカッターを振り下ろすこと自体がもう凶器ですからね。これは何と言っても言い訳が立たないですよ。殺す、やるつもりなかったと言っても、これはもう駄目だということだしね、幾ら言ってもね。

(司会者)

証拠調べの内容については非常に理解できたという。

(6番)

はい、できました。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっとこの部分は、検察官も弁護士もお聞きになりたいことがきっとあろうかと思しますので、では、検察官の方から。

(検察官)

1番さんと4番さんの事件で、責任能力の証人尋問が非常に検察庁としてもどういふ尋問がいいのかなというふうに悩んでいて、恐らくやり方としては1番さんの事件の時と4番さんの事件の時では、尋問の構成を変えているんだと思うんですね。

私が4番さんの事件を担当したんですけれども、従来型の尋問というのは、精神障害の内容を詳しく説明して、場合によっては治療法だとかそういうふうな話を示して、どのくらい重い状態だったのかというようなこととか、そういった治療経過とかいう部分にも踏み込んで、最終的に犯行当時の影響はどうだったのかという形で尋問を進めていく形なんですけれども。そうすると、専門用語がどんどんたくさん並んできていて、結局、判断しなきゃいけない内容にあんまりダイレクトに結び付かないようなやり方を従前からずっとやってきていて。4番さんの事件の時には尋問時間は多分20分ぐらいだったと思うんです、検察官の尋問自体は。それをかなり捨象していて、結局、検察官の主張は、精神障害はあるけれども、その影響は著しくなかった、弁護人は、それが著しかったんだという話で、じゃあ、著しくないといいふうなことを基礎付ける、健常者に近いと判断できる要素は何なのかというのを羅列して、逆に著しいことに結び付くかもしれない事情については、もう弁護人の尋問に委ねてしまおうという形で、検察官の尋問は非常にあっさりした感じでやらせていただきました。両方を見たわけじゃないので何とも言えないかと思うんですが、検察官の尋問のその構成として、もっと情報が欲しかったとか、こうい

う順序で聞いてたらもっと分かりやすかったとか、もっと情報量が少なくてよかったとか、そういうところで御意見いただけたらと思うんですけども。

(司会者)

1番の方と4番の方ということで、では、1番さんからどうぞ。

(1番)

今、検察官が言われたように、実際にその証拠の写真を見せられた時に、間違いないよと、それについても全然問題なかったと思います。それで、今後、そういうふうにちゃんと、今回の場合はたまたま写真があって、何の疑いの余地もないというので、検察官のその意見を述べられても全然問題ないと思います。

(司会者)

写真の部分の、ちょっと内容にあまり踏み込みにくいところではあるんですが、鑑定人に対して質問して引き出す内容というのが、何かちょっと回りくどいであるとか分かりにくいとか、そういうふうなことは特に思われなかったですか。もうちょっと少なくていいとか。

(1番)

それは思いました。その鑑定医が、本当にこの方がちゃんと診察したのかなという、どうも何かちょっと違うような印象を受けたんですね。

(司会者)

内容的なところになりますけれども。

(1番)

筋書きどおりただ鑑定したという。普通の鑑定をこう見たら、一見、見た感じ、どこがそんなに心神耗弱しているようなタイプの人でもないし、どうしたのかな、どういうふうに鑑定したのかなと。ある程度時間がたっちゃうともう鑑定してもそんなに落ち着いちゃうと普通の人間に戻るわけですから。

(司会者)

もしかしたら両方の質問とか混じってるかもしれないですけども、特に何かそ

の検察官の質問、弁護人の質問とか、特に、今は検察官からの質問だったんですけども、あんまりどっちがどうかという印象とかってないですか。

(1番)

検察官の方は別に問題なかったですけども、先ほど、弁護人の方が、本当にこの人は弁護してるのかなという印象に取れましたね。

(司会者)

それは、鑑定人に対する質問という、鑑定の。

(1番)

鑑定人の方にも何を聞いているのかなという、もう少し具体的に聞かれた方がいいんじゃないかなと。

(司会者)

分かりました。ちょっとまた補足して質問があるのかもしれないので。ちょっと、今、検察官からの質問に関してということなので、その質問の仕方、量、そういうふうなところで何かありますか。

(4番)

確かに検察官の方のあれは、責任はあったんだ、責任能力はあったんだということ、それは分かりやすかったんですけども、弁護士さんからの質問ですよ。精神がどうというのが延々とか、そのやったことに対しての精神状態がというのを、前面の方に出そう出そうというのが、かなりくどかったような印象を持ちました。検察官さんの方からのあれは、もう確かに責任能力はあったと。本当にその時の状態があったんだということで分かりやすかったです。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

弁護士の方で、もちろん鑑定の話に限らずでもいいんですけども、今の証人尋問の話、証拠調べの話に関して、何か質問ありますか。

(弁護士)

ちょっとまた1番さんからになって申しわけないんですけども、でも、本当にこの人は弁護してるのかなと思われているということだったと思うので、ちょっと具体的にどういう点がそういうふうに感じられたのかって教えていただきたいなと思うんですけども。

(1番)

その聞いた内容というのは、大分薄れてきたんですけども、その事件に対してもう少し簡単に、簡単と言ったらおかしいですけども、本当にこの人を弁護しているんだよという、周りから見ても回りくどいあれで、何を言ってるんだろうというイメージということですね。その弁護人の方は一生懸命弁護するために発言されてるんですよ。周りから聞いているとちょっと、何をおっしゃってるのかなという印象が強かったですね。

(弁護士)

要は、弁護人の活動として、恐らくは被告人の利益のためにそういう質問とかをしているんだろうけれども、それが伝わらなかったという意味合いでよろしいでしょうか。

(1番)

私はそういうふうに取りましたね。

(弁護士)

あと4番の、ちょっとまた精神鑑定の話になって恐縮なんですけれども、弁護人の質問の回りくどい感じというのは、ちょっと私は見てないから分からないんですけども、何かその質問の仕方が意見を求める感じになっちゃっている感じがしたのか。あるいは、というところなんですかね。

(4番)

病院の先生か何かがやっぱり話し方がそうなのかどうか分からないんですけども、「え、そんな病気あるの。」というようなのが少しあったんですね。それで、

それを何か、その先生に聞いてるんですけれども、何かその言葉とかその病気自体もあまり認知されてないことなんで、あまりこう、「ええっ。」というので、そこからの疑問というか、はてなマークがいっぱい出てきちゃって、それをどんどんどんどんこう進めていくような感じですよ。

それで、くどいというか、刑を、その弁護士さんはかなり下調べというか紙で先にあれしてくるような方だったんで、何か聞きたかったことまで全部書いてあるような方だったんで、最後に後で終わってから紙を見たら、「ああ、そうなのか。」程度で。その大した、ということは言っちゃいけないんですけれども、被告人もすごいおとなしい方だったんで、「どうなんですかね。」って話になっちゃうんですよ。

結局、少しでも何か、最初からの話になっちゃうんですけれども、その事件を見た時に、こんな悪いことをしたのか。兄弟でもそんな悪いことをしたのかという印象を持って、いざその裁判員で入った時に、すごいおとなしい印象なんですよ。それを見ちゃったらみんながもう同じ裁判員の方も「えっ。」という感じで変わってった部分があるんですよ。それで、その日の証人で弁護士さんとお医者さんの話がくどくどとあったんですね、その精神障害の部分が。それもちよっと、はっきり言っちゃえば、うっとうしかった、逆に。ごめんなさい、言葉悪くて。もうはっきり「責任能力なかった。」の一言で、あと紙面渡してくれるんだったらそれでいいのに。

(司会者)

その病気が、結局、今回の行為にどんなふうに結び付いてるのかという話を、いろんな視点から聞いたらこういうことになるんだと思いますけれどもね。

(弁護士)

精神鑑定書、精神鑑定医のお医者さんの話がどうあれ、実際に生の被告人を見て感じたものがあって、それで事件の内容とかも理解して判断されるので、あんまり証言がどうこうというそんな位置付けだったんですよ、恐らくは。だから、多分長々と質問をされると、何やってるんだろうという。

(4番)

「もういいよ。」って、「ごちそうさま。」と言いたくなっちゃうぐらい。初めてだったんで何とも言えなかったですけどもね。

(司会者)

ありがとうございます。ほかに質問は大丈夫ですか。

(弁護士)

あと2番の方に、ビデオがなければ証人の証言しかないところでの判断が難しかったんじゃないかというようなお話だったんですけども。それは何というか、その証人が話していることが信用していいのかどうか、判断するのが難しかったということなのか。あるいはその事実をどう認定するのが難しかったのかということって、どうなんですか。

(2番)

ビデオを見ながらだとよく分かったんですよ。で、それがなかった場合というのは、言葉だけの世界で、頭の中で想像しながら、こんな感じでとかってやるので、わいせつというのは証拠というのが難しいなと思ったんですよ。

(司会者)

何か言語での質問のやりとりで、具体的などという出来事があったかというのをイメージすることが難しかったということですかね。

(2番)

言葉だから、正直、どうとでもなっちゃうじゃないですか、言い方で。それが証拠ということになるから、ちょっと男性としちゃ怖いなど。もし証拠として残らないことだから、ビデオで映ってればはっきり分かるんですけども。やった、やらない、証言しか証拠もないから。それで罪にしちゃうということだね。

(司会者)

これは2つ事件があって、片方は防犯カメラがありますけれども、片方はまさにおっしゃるとおりお話しかないんですね。そこら辺はどう御判断されたんですか。

(2番)

そうですね。やっぱり証言，被害者が出てきて具体的に説明してくれて、「こうしてこうしてこうなって。」って，それで納得して，「じゃあ，やったんじゃないかな。」って，それで判断したんですよ。

(司会者)

防犯カメラがないと全く判断できないというわけじゃなくて，話を聞いて判断されたということですか。

(2番)

ええ，そうです。

(司会者)

証拠調べの次の段階ということで，今度は意見の場面です。検察官の論告，求刑，弁護人の弁論ということで，一番最初の冒頭陳述で，こういうところがこの事件の着目点，争点になります。こうなって，証拠調べの中でその着目点が，ちょっと精神鑑定に関するところはなかなか難しいというそのふうな形でしたけれども，争点に関するところが証拠調べの中で出て，それを最終的に検察官の意見として論告でまとめて，刑はこれぐらいがふさわしいという意見が出る。弁護人の方は弁護人の方で，こういうところは変だ，あるいは，こういう点に着目するならば検察官の求刑はちょっと，こう思う。そんなふうな形で最終的な意見が述べられて，とこうなりますけれども。

いかがでしょうか。それぞれ御担当された事件につきまして，検察官の論告，求刑，弁護人の弁論について，これはよく理解できるような形でしたでしょうか。ちょっとやっぱり分かりにくかったという感じでしょうか。お話しいただければと思います。まず，1番さん。

(1番)

検察官の論告，求刑，弁護人の弁論，検察官の方は当然，最初から言ったとおりこの事件に対して報告されて，弁護人の方も最終的には裁判官の方の支持というかそう外れて間違いはありませんということで，終わりました。別にそれは問題ない

など。

(司会者)

「間違いがありません。」というのは。

(1 番)

その弁護人の方も全部こういうメモ、記録取ってあるんですけども、それに対して間違いはないなど。

(司会者)

一応、証拠調べの結論を踏まえた形で意見を述べられてたというふうな感じですかね。

(1 番)

証拠調べ、いろんな部分で、ちょっと先ほど言うように、何回も回りくどいような言い方されたんだけど、最終的に最終弁論はもうすんなりといったんじゃないかなという印象を取りましたね。

(司会者)

分かりました。じゃあ、2 番の方。

(2 番)

私は、検察官の方の口調がすごく被告人を強い口調で責め立てるような感じで、「こうしてこうしてこうして、あなたは。」なんてやってたので、すごくそれが印象に残りました。逆に、弁護人の言葉というのはあんまり心に響いてこなかったなという感じで、書類に書かれているのを読むというか、説明するというか、淡々と述べられていたので。私の場合は、その検察官の論告というのは結構印象に残りました。

(司会者)

ありがとうございました。では、3 番の方。論告と弁論に関して。

(3 番)

検察官の方の論告と求刑は、何か淡々と言ってらしたんで分かりやすかったです。

感情が入ってるわけじゃないので。あと、弁護人の方がいろんな方を連れてきて、何か情状酌量してほしいみたいな弁護するような言葉を、その時は被告人の奥さんが、関係ない人が出てきて、そこで涙を流して何の得があるんだろうって、そういうのがありましたね。

かえって、もう罪を犯したのだから、もっとこう奥さんが断固とした態度を取ってくれてたら、どういような、もっと被告人に対して、少し奥さんがあれほど頑張っているんだから、少しは量刑を減らしてもとかなるんではないかなって。これは私の私的な考えで、そう思いましたね。

(司会者)

ありがとうございます。若干、証拠調べに関係することのお話でしたね。

(3番)

そうでしたね。はい。

(司会者)

4番の方。

(4番)

検察官の方のは的確に分かったんですけども、弁護士さんの方はやはり、僕の時は、先に紙面で被告人の方の経歴ですとかそういったのが延々と書かれたのを渡されて、それを見てしまっているというのがあって、そのフォローみたいな感じのがあって、結局、分かりやすいんですけども、被告人の精神状態の面が出てくる部分がありましてね。やっぱりその辺のカバーというか、その辺、精神状態がよくなかったんだということが前面に出てきているのがあって、分かりやすいというより、ちょっとどうなのかなって。

分かりやす過ぎるといふか、変な補足までを与えてくるような、精神状態がそうひどかったということだったんでしょうけれども、何か違う面でこの方のことを違う面でも考えてしまうようなことがありましたね。

(司会者)

精神状態が、なかなか納得しにくいんだみたいなところを、いろんなことが最初からずっと話をしたとすると、もうちょっと何かポイントを絞るなら絞ってというふうな感じなんですかね。

(4番)

まず、こういった紙面上で何かこう渡されちゃってて、それで後でそれを渡されながらにして話を聞いて、後でやっぱり見たりなんかすると、ちょっと考えさせられる部分がありましたね。精神状態の部分に関して、精神障害的な部分もやっぱりあってということが、前面に押し出されてきているから、という部分がありました。

(司会者)

では、5番の方。

(5番)

検察官の論告、求刑に関しては、裁判官からの争点に沿ったものだったと思いますが、弁護人の弁論の方については、争点にない部分がいろいろと出てきて、具体的に言うと、覚せい剤云々というのがありまして、裁判官の中にはやっぱり「それについてはどうなの。」という意見が出たんですけれども、結局、「今回の争点にはそれは入ってないので。」ということで、はじかれた部分があったんですが、そうであるならば、弁護人がそれを私たちに知らしめる必要があったんだろうかという疑問が、最後まで残りました。

(司会者)

では、6番の方。

(6番)

検察官の方は証拠も全部出すし、本当に納得できる状態でした。弁護人の方はやっぱりあまり証拠がそろって、もう反論するあれがなかったと思うんですね。それでもただ軽減ということで、検察官に対する反論がなかったもんでちょっと、さっき僕は分かりにくいと言ったけれども、そういうわけで全然分からなかったわけじゃないし、ただそういう感じがしたんですよね。反論するあれがなかったんですね、

材料が。そんな感じがしました。

(司会者)

結論的には、その量刑以外のところでは特に争点がないというふうなことを、ある意味前提で話が進んでるんで、弁護人として指摘できるところをしたという、そんな感じなのかな。

(6番)

そういうことで。だから反論するあれがなかったんですね、争点がね。

(司会者)

今度は、論告と弁論に関するところで、また質問事項がありましたらということで、検察官と弁護士からお願いしたいと思えますけれども、検察官の方はいかがでしょうか。

(検察官)

特に5番さん、6番さんの事件でお聞きしたいんですけども、論告と弁論を比較した時には、どちらかという論告の方が分かりやすかったというような御意見をいただいたところなんですけど、それが自分の量刑の結論にどういうふうに結び付いたのか。例えば、検察官の方が分かりやすいから検察官の求刑の方に近い量刑にしようかなという心証なのか。分かりやすいは分かりやすいとして、刑の重さは別に、全然別途考える話なのか。そこら辺はどんな心証だったですか。

(5番)

正直申し上げて、自分の中で想定していた求刑の数字でした。弁護人が言われた数字も想定内の数字でした。本当に申しわけないんですけど、検察官と弁護人の話を聞いて結論を出したわけではなく、当初申し上げた判例を見させていただいてのものです。もちろん当然、その基準になるのは、検察官と弁護人のその数字の範囲内で考えようという、そんな感じです。

(司会者)

じゃあ、6番の方。

(6番)

今、5番が言ったようなあれですよ。検察官の方は大体もう納得できる証拠が全部挙がってあれですが、弁護士の方はそれに対して、何というかただ軽減してくれという意見しかなくて、それに対して、証拠がこれとこれとこういう反論がなかったですね。ただ軽減してくれというその印象しかないんですね。そこがちょっとあれなんですけれども。僕の判例、懲役何年と決める基準が、向こうはもっとちょっと判決を出したら高かったんですよ。それでいろいろ検討してデータ見たり、いろいろ裁判官の皆さんの意見を聞いて、そして納得するあれになったんですけれどもね。だから裁判官と弁護士の意見のあれで、その刑を決めたわけじゃないですよ。

(司会者)

今、一応、意見があったというところで、よろしいですか。

(検察官)

はい。

(司会者)

弁護士さん。

(弁護士)

ここに関連するんですけれども、皆さんにお聞きしたいんですが、検察官と弁護人の論告、弁論を評議するに当たって、どの程度考慮されたのかという点と、あと5番、6番の方は考慮されてないということなので、そこに何か理由というか、分からなかったから考慮できなかったんだとか、そういうようなのがあれば教えていただきたいと思います。

(司会者)

ちょうどおっしゃられたところなので、先に、よろしいですか。

(5番)

分かりやすいからこっちに乗ろうという感じではないんですけども、逆に、今の

質問だと、分かりにくかった時に何かこう反発してしまうのかというような、何か例外もあるのかという趣旨かなと思ったんですが。

(弁護士)

そうですね。そういう趣旨と、なぜ考慮しなかった、できなかったのかというところで、多分我々の方に問題があるのではないかなと思うので、何かあれば。

(5番)

先ほど申し上げたように、そもそも懲役1年、懲役2年、それがどういうものなのかということが全然認識できてない状態で裁判員になってますので、求刑の数字を言われて初めて、「あ、そういうものなんだ。」という、ごめんなさい、そういう認識しか私たちにはないです。ですから、判例を見た上で、「ああ、こういった場合にはこういったものが普通なんだ。」と、そういうので判例を見て判断する以外なかったということです。

(司会者)

逆に、例えば、弁論とかがこれこれこういう根拠でこうだというふうに、逆に出れば、理解しやすかったということになりますですかね。それはまたちょっと違いますか。

(5番)

もう少し自分たちで意見を言える状態であるならば、最初に数字を見させていただけでもよかったかなと思います。裁判の最初に求刑の数字を言っていた上で、それもまた難しいかもしれませんが、いろんな状況が分からないと確かに難しいとは思いますが。分からないです。

(司会者)

あのシステム自体は、検察官も弁護人も見られる、事前に見た上で審理に入れるということにはなってるので。そうすると、それを踏まえたような意見だったら分かりやすいのかなんですかね。

(5番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。

6番の方、何か付け加えられることは。

(6番)

やっぱり懲役刑を決めるなんていうのは、素人にはちょっと見当が付かないですね。何か基準がないとね。僕なんか最初やった時、最初感情的なものもあったけれども、もっと刑を重くしようかと思ったんですよ。それで、いろいろデータ見たりいろんな人の意見聞いて、それでも最終的に下げたわけですけどもね。

だから、その弁護人と検察官の方の最終的な刑のあれが出て、判断して決めたんですよ、最終的に。そうしなきゃ全然見当が付かないですね。とんでもないかけ離れた数字を出しても説明が付かないもの。「これ、どういう数字だ。」って後で言われても、自分のただ感情で出してもしょうがないし。感情だと刑なんかどうにでもなっちゃいますよね。やっぱりある程度の基準がないと。

(司会者)

分かりました。ちょっと、今、弁護士からの質問を踏まえてということになりますけれども、求刑とか弁護人の方、検察官の両方が数字を出して意見を述べられたりして、それを要するに考慮に入れて判断しているのか。そうじゃないのか。そうじゃないんだとしたら、なぜなのか。こんなふうなことになります。では、1番の方。

(1番)

検察官の方も、当然、前例のものについて言われてると思うんですね。弁護人の方も当然前例があって、そういうものに対して言われるんですけども、先ほど、5番、6番の方が言ったように、全く我々はその判断基準というのはないものから。弁護人は執行猶予を求めていたけれど、執行猶予はちょっとおかしいんじゃないか、と。当然放火して、その建物を放火したわけですから、執行猶予はないだ

ろうなというのはすごく感じましたね。当然、弁護側は弁護するための仕事なわけですから、我々裁判員から聞いてみると、懲役3年執行猶予付きが妥当と、相当だという判断をされてるんですけども、執行猶予はちょっと違うんじゃないかなと。一般的に考えて、一般社会で考えると、放火というのは罪は重いんだよというのはみんな誰でも思っていることなんですよ。あれだけ、いろんな回りくどいような言い方をされた弁護の中で、弁護人の意見として執行猶予を付けたなんていうのもちょっとおかしいんじゃないかという感じがしました。

(司会者)

2番の方、いかがですか。事実に争いがあるものですから、その犯罪が成立しないことを前提としての弁論になるんで、ちょっとそこは違ってたかもしれませんけれども。

(2番)

そうですね・・・どういう、あの・・・。

(司会者)

求刑みたいなものが、最終的な結論との兼ね合いで、そういうのを参考にしたのかどうなのか。参考にしたんであればしたでしょうし、してないのであれば、どういう理由でしないということになるのか。

ただ、事実関係として、否定してたという、この事件の場合はそうですので、認められるか認められないかで、全然基本となる法律の定める刑が変わってきますので、ちょっとそこは違う事情が入ってるということになりますけれどもね。

(2番)

前例というのはすごく参考になって、私たち素人ですので、それがないとやっぱり逆にどうしていいのか分からなくなっちゃうので。裁判官の方のこんな感じですかみたいなのがすごく参考になりまして、それでこのくらいだねという感じで結論を出したような気がします。

(司会者)

検察官、よろしいですか。

(検察官)

はい。

(司会者)

では、3番の方。

(3番)

お互いに検察官の立場と弁護人の立場は、やっぱりその裁判を目にして何となく理解できたような気がします。その後で、いろいろ細かいことを評議室で教えていただいたことが、何かもっと、私なんかは法律を深く学んだわけじゃないので、やっぱり専門家にいろいろ説明してもらえて、いろんなデータを見て、「ああ、こういうふうにするんだな。」という、お互いの検察官の立場と裁判官、裁判員、弁護人の立場というのが、私としては、3日、4日の裁判の中ではっきり、はっきりというか分かったような気がしますね。

それによってそれが求刑の年数にちゃんと出てるような気がします。

(司会者)

検察官の求刑も弁護人の求刑もそれぞれが納得できたうえで、裁判体としてどうするかという部分。

(3番)

はい。

(司会者)

分かりました。では、4番の方。

(4番)

本当にそういう裁判の流れというのは、私も初めてのことで、実際、テレビとかでは、最初のあれで大体懲役何年ですとかって言う、5番さんが言うように、テレビの話では出ちゃってるじゃないですか。こういうような話の流れでは全然なかったんですけども、私の場合、この被告人は保釈されて、自由の身じゃないん

ですけれども、裁判までは親と一緒にいるみたいな生活だったんで。もう本当に、何か裁判で求刑される前に、「あれ、もう全然楽なの。」って、「軽い刑なの。」というふうに思ってしまった部分もありますし。

裁判官さんたちは、そういった裁判をいっぱいやってて、大体のそういう場数じゃないんですけれども、そういったのを分かっているわけですから、もう最初の段階で、大体この被告人は、そんなにとかというのは、大体こんなもんですよというのを先に言ってくれちゃった方が、分かりやすいというか、それに対して、証拠じゃないんですけれども、いろんな話をしやすいですよ、と思いました。

もう何かこう、私の方はあれですけれども、保釈されちゃってる部分があるんで、もう今後の事件性がないわけじゃないですか。だからもう軽いんですよというような部分がもう前面にあったんで。だからもうその時点で、執行猶予でとって、というのが、実際自分の方の気持ちとしては、親にずっと甘えてあれしてきて世間で仕事すらしてないんだから、もうそういったところに半年でも、何か親と離れた生活をした方がいいんじゃないかと思ってたところもありました。

(司会者)

特に検察官は、この事件は多分争っていた、もちろん、有罪か無罪かを決める。有罪の場合には量刑を決めるって、必ず私、全ての事件に必ず最初の説明でも申し上げますし、その後の中でも必ず話をしていることかと思えますけれども。

やっぱりその事実として有罪か無罪かの判定が先に立つものですから、なかなか最初からどんなふうなものかというのをお話するのは、なかなか難しいかもしれないんですけれども、ただ量刑に関する気持ちとかその感覚というのは、非常によく理解できました。

今度は、テーマの3番に移りたいかと思えます。既にもう中身、話として出ております評議、判決についての感想、意見のことになります。

評議の中で十分に意見を述べることができたかどうか。争点に対する判断として

意見を述べることができたかどうか。量刑検索システムというのがあるんですけども、その位置付けについて御理解と申しますか、位置付けについて理解いただけただろうのかな。ちょっとそういうふうな視点で伺えればと思います。

十分に意見が言えたかどうか。それから、あのシステムというものについて御理解いただけただろうか。1番の方から。

(1番)

最初の流れからいきますと、最初にこういう事件があったよという説明をされてる中で、だんだんいろいろな中身に突っ込みながら話をするんですけども、個人的に思ったのは、その事件だけじゃなくて、その周りに関するものもあったんじゃないかということを経験官に申しましたら、これとこれとは別だよということと言われた時に、ちょっとがっかりしました。やっぱりその事件を起こす過程に当たって、いろんな部分が必要が出てくるんじゃないかと、そういう掘り下げをした方がもう少しいいんじゃないかなと。その事件に突っ込むじゃなくていろんな周りに関する、家庭環境とかいろんなものを全部考慮した中で、その人の人格とかもう少し探った方がいいのかなと。

(司会者)

その方が適正なのではないだろうかというふうに感じた。

(1番)

その事件に、最初に、覚せい剤はそれは関係ないよと言われたように、やっぱりいろんな要素が重なってその事件が起きるわけですから。それをもう少し深く、時間掛かるかもしれないですけども、4日間の間で決めるんじゃないかと、もう少しいろんな心理的なものも考えた方がいいのかなと。

いろんな意見で、例えば6人裁判員がいて2人の補充がいるんですけども、その人の意見はどうなのかなと。そうした方がもう少しその人に、被告人に対して、いろんな考え方が出てくるんじゃないかなと。

確かに起こした事件を審議しなくちゃいけないんですけども、何度も言うよう

に、もう少しいろんな部分で掘り起こした方がいいのかなという印象を持ちました。

(司会者)

量刑の検索システムについては、これは。

(1 番)

量刑の方も、先ほど言ったように、放火というのはもう少し重いんじゃないかなという部分で、いろんな審議の中で、お話しされた中で、ちょっともう少し違うのかなという部分、スライドじゃないですけども、今までの過去の事例の中で、こういうのは大体、密集地と家が離れているところと放火は違うんだよと。その量刑に違うんだよと。我々放火というのは、もう少し本当に罪が重いんだよと、家が密集しているところじゃなくても家が離れているところも、同じじゃないかと。その辺で判断されるのはどうかと。

(司会者)

分かりました。では、2 番の方。

(2 番)

量刑システムを参考にして裁判員で話し合っ、ある一定の結論が出て、量刑になって大体それも皆さんの意見が一致してたんですけども、私は男性だから男性としてこのくらいだろうなと思ってたのが、当事者に近い年齢の女性だともっと懲罰意識というのが高いのかなと思ったりしました。

裁判員の性別とか年齢って、これがもし偏ってたら、また判断というか、量刑とかそういうのも違ってくるのかな、なんて思いました。

ちょっと質問なんですけれども、裁判員というのは、20代、30代、40代、年齢とか性別というのは分かれるんですか。それともアトランダムにやっちゃうから。

(司会者)

はい、アトランダムなんです。

(2 番)

例えば、女性が固まっちゃうとか、若い人に固まっちゃうというのもあり得る話  
ですよ。

(司会者)

はい。事案によってはだから男性だけ、事案によっては女性だけ、そういうこと  
は当然あります。

(2番)

私がかかわったこのわいせつ致傷というのは、やっぱり女性は懲罰意識が高いの  
で、やっぱりもし偏ってたら結論もひよっとしたらもっと重くなったのかなとか、  
というのは考えましたね。

(司会者)

量刑の検索システムが、結局、集積ではありますけれども、事例の、あくまで。  
ただそれが公平の基本にあるんだというふうな考え方というのは、これはいかが、  
御理解いただけ・・・。

(2番)

いただけたけれども、裁判員というのはやっぱりどうも感情に流されるきらいが  
あるので。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番の方。

(3番)

評議があったからいろいろ理解できた。いろんなことを教えてもらったというの  
があって、あとその量刑のシステムですか、それはやっぱりあってよかったなど。  
私なんかは全然その法律とか分からないので、そういうのに関してはそういう過去  
の事例とかいろいろ見せていただかないと全然理解できない、分かりにくいと思う  
のでよかったと思います。

(司会者)

4番の方。

(4番)

やっぱり裁判員6人と補充の方2人、8人といったんですから、人間ですからいろんな意見がありますし、個々の気持ちもあるでしょうけれども、やはりその被告人の人格とかそういった態度ですとか服装とかそういったものも、全部考慮しちゃいますよね。それで、やはり最後に、裁判官の方が大体あれですよって、そこを多数決にしてもそこをちょっと強目に押してくれた方が決められると思うんですよね、私としては。人が人を殺めたりというのは、やっぱり何か血を出すにしても何にしても、あんまりいいことではないんですから、だからやっぱり気持ちとしては、してはいけないことをするんだから重くなるんじゃないかなと自分では思うんですけれども。やはりそういった今までの判例とかそういうのを全部見たりなんかすると、それはそれで、裁判官の方がそういったものですよって言ってくれちゃった方が、決められる気がします。

(司会者)

では、5番の方。

(5番)

感情から言いますと、先ほど1番の方が言われたように、実際、事件の話を聞いてしまうと、何でそういうことをしてしまったんだろうとか、これからこの人はどういうふうになっていくんだろうとか、そういったことばかりが気になって、実はそのやった行為に対する社会的制裁の懲罰を決めるための裁判なんですけれども、感情的には別の部分にずっとありましたので、1番の方が思った感想は、私も思っていました。それを突き詰めて考えてしまうと、裁判員制度そのもの自体が本当に必要なんだろうかなという気持ちにもなりました。それこそプロの方がプロの目で決められてもいいんじゃないかなというふうに思ったんですね。わざわざ私たちを呼んでまで、やる必要があるんだろうかなという気持ちもありました。最終的には、ちゃんと意見を言えたかなという気持ちになったんですね。その前までは、本当に自分が参加することに本当に意味があったんだろうかというような感情をずっと

と思っていました。何度も何度も私たちの被告人は犯罪を犯して、刑務所に入ってもまた犯罪を犯してという、私は逆にそっちの方が、これからこの人たちが更生していくために、懲罰じゃなくて何かほかのことがあるのかなと、そっちの方が逆に気になりました。

(司会者)

では、6番の方。

(6番)

今、5番が言ったように、僕も最初は感情が入っちゃって、この人はこれだけいろんなことをやって、また次に出てきてまた何かやるじゃないかと、そういう判断が先にいっちゃったもので、ちょっと迷ったんですよ。それでどうしようかとなったけれども、それは自分が思っても周りが思っても、当人じゃなければ更生するか更生できないか判断つかない、分からないので、結局、データというとおかしいんですけども、判例ですね。今までこういう事件はこの程度の判決だということ、検察官と弁護側で出したあれも一応参考にして判断しました。

ただ、更生できるかできないという、これは本人だって分からないですね。自分らの感情だけではどうにもならんものですから、判断の材料にはなり得ませんでした。

(司会者)

ありがとうございます。

全部に踏み込むのが、なかなかいろんな見方があるのかなという感じですね。

テーマ4までということになりますので、これを最後に簡単にお話しただいて、それでその後、検察官、弁護人、裁判官とお話をして締めたかと思しますので。

それでは、これから裁判員になられる方へのメッセージ、アドバイスということでお願ひできますでしょうか。

(1番)

冒頭に言いましたように、最初に裁判所からのあれが来まして、「何か悪いこと

したの。」と。で、会社の方に提出しまして、「えっ。おまえが選ばれたの。」と。何か英雄扱いと「何であいつが。」という、2つに割れたんですよ。

これから裁判員になる方、もう少し社会的にもっとアピールして、みんなが参加するんでという意識を持ってもらった方が、ちょっとまだ何かほかの暗闇でやられてるような意識があるんですよ。「何でおまえが選ばれたの。」と。2ついるんですね。だから、これから裁判員になる方は、堂々と「裁判員裁判に行ってくるよ。」と、そういうイメージを持って、明るいイメージを持ってもらった方がいいと思います。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。そういう意味では、私たちもそういうことをちょっといろいろ発信していかないといけないかもしれません。では、2番の方。

(2番)

裁判員に選ばれたら親がすごく喜んでくれまして、偶然選ばれただけなんだけれども、「すごいね。」と言ってきて、親孝行になりますので、特に若い方は裁判員、もしやる機会があったらやられた方がいいと思います。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方。

(3番)

私の周りの人に、「私、裁判員に選ばれたの。」と言ったら、「まだ、やってたの。」って。最初の頃はみんな緊張して、「ああ、自分に回ってくるんじゃないかな。」とか言ってたんですけども、「まだ、やってたの。」という人が結構多かったんです。

私は、この裁判員裁判というのは、いい試みじゃないかなって私は思います。私たちがやっぱり緊張感を持って裁判員になれば、みんながそういう緊張感を持つことで、犯罪が1件でも2件でも少なくなってくれるというのを期待したいなと思ってます。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方。

(4番)

私もいい勉強になりましたし、すごい親も喜んでくれました。家に帰ったら裁判員のバッジを取られるぐらいです。取られても分かるんですけどね。表彰状も取られてしまったんですけども。この制度を知らない方はやっぱり、「えっ。選ばれちゃったの。」という方がかなりいます。そういうふうにする人がいます。「選ばれて、どう。」という知り合いとか友達が聞いたのが「どうだった。」という、でも、その事件性のことは言えないじゃないですか。だから、「いやあ、いい勉強になったよ。俺、休みの時、暇な時、傍聴に行くぐらいだよ。」って言うと、「逆におまえは捕まって傍聴に行く方が多いんじゃないか。」というあれがありますし、昨今犯罪が多いので、やっぱりこういったの頻繁にあれば、やっぱり気を引き締めるようになりますよね。細かなことでちゃんと人に対して謝るようになりますしね。

私は良かったと思います。これからも頑張ってくださいということですね。

(司会者)

ありがとうございます。では、5番の方。

(5番)

実際経験して、本当に貴重な経験をさせていただいたと思って、感謝はしております。ただ、知り合いが、被害者の立場で裁判員裁判になるのはすごく嫌だと、人目にさらされるのがすごく嫌だという言葉を使ってました。確かに普通は裁判官とそれから弁護士、検察官だけで済むところが、傍聴では幾らでもできるんですけども、更に裁判員裁判で裁判員の方がいられる。人数が増える。とても裁判自体も嫌なのに、その公開処刑じゃないですけども、そんなことをされるみたいで結構嫌だということをおっしゃってました。ですから、当事者たちにとっては本当にいいのかなという気はします。私は経験ができてよかったですけども、自分がもし親族なり当事者になった場合に、ちょっと嫌かなという感情は持ちました。

(司会者)

では、6番の方。

(6番)

僕もいい経験をしたと思いますよ。息子に、「おい、俺は当たったよ。」と言ったら、「何、宝くじか。」って冗談を言ったけれどもね。「宝くじならいいけれども、駄目だ、裁判員だ。」と言ったら、「おやじやるな、その年にして裁判員に選ばれたって生涯あれだぞ、ねえぞ。」なんて言って喜んでくれましたよ。それで、「俺もそのうち選ばれてくれないかな。」なんて冗談を言ってたけれどもね。

それでもこれによって、やっぱり自分の裁判に対する考え方も多少は違ってきましたよ。いい経験だと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、検察官、弁護士からのお話と、それから裁判官からということで、最後にお話しただけければと思いますけれども、まず、検察官から。

(検察官)

今日は貴重なお話、どうもありがとうございました。始まって本当に日々試行錯誤をしていって、この今回事例に上がった今年の4月から7月までの間でも、いろいろ工夫を重ねてきた点について、分かりやすいというふうにおっしゃっていただいて、特に精神鑑定の問題について、本当にここは非常に悩ましいところでありまして、まだ試行錯誤を続けてるところなんですけれども、ちょっと工夫をした部分については少し好意的に受け取っていただけたのかなと思っていて、非常に光栄に思っております。今後の裁判員のやり方についても工夫をしていかなければいけないかなと思っておるんですけれども、ある程度分かりやすいというふうに思っただけしたら、そこから先に判断いただくのはやはり裁判員の方だと。今日、私が一番印象に残ったのは、検察官や弁護人の主張の分かりやすさ、説得さというのが、そのまま量刑の結論を左右するものではないということが一番心に残りまして、やはり我々は材料を提供する者であって、何か結論を誘導するとか、そういう立場に

はないんだなということを改めて感じて。一応、求刑というのは申し上げますけれども、求刑を終えた後は、本当に裁判員の方が自分で主体的に考えていろいろ評議して結論を下しているということを、非常に改めて感じる事ができて非常に良い機会でした。今後の検察活動に生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

(司会者)

では、弁護士。

(弁護士)

今日は貴重なお話をしていただきまして、まことにありがとうございました。ちょっとふだんなかなか仕事をしていてこういうふうに分の事件を振り返ることというのはなくて、それを実際に裁判を経験された方からどういった感想かというのを聞けて、非常に勉強になりました。もともと全然まだまだ至らないとは思っていたんですけども、改善できる点がいろいろ今回見つかったかなと思っております。特に私として印象に残っているのは、やっぱりいきなり全く知識がないところで裁判員になった時に、基準がなければ刑を決められないというようなところは皆さんおっしゃってたところなので、そういったところは、やっぱり量刑検索システムを考えての弁護活動というのが必要なかなと、改めて思いました。ちょっとどうしても被告人というお客さんがいる中なので、ちょっと無理のある主張とかをせざるを得ない場合もあるんですけども、そういったところが場合によっては無意味であるというようなこともあるのではないかなと思うので、そういったところは、今後、改善させていただきたいなと思っております。本当にありがとうございました。

(司会者)

では、裁判官。

(裁判官)

本日はそれぞれ経験された事件について、訴訟手続等の関係から評議の関係についてまで幅広く御意見を頂戴しました。どうもありがとうございました。

皆さんの御意見をお聞きしていて、裁判所としても、課題はまだまだたくさんあるというのを改めて意識させられたところです。

特に4つほど気になるところがございまして、まず1つ目は鑑定医の尋問についてというところで、精神鑑定、被告人の精神状態であるとか、それが事件とどう関係しているのかという部分について、その先生のお話というのが、どれだけ御理解いただきやすいものだったのかという点について、なかなか難しかったという御感想をいただいたので、やはり裁判所としても尋問事項を適切に整理したり、先生にどういった形で説明していただくのかというのを、もう少ししっかりと練らないといけないなというのは思いました。

あともう一つ、これは今回の事件の中で少し出てきたところなんですけれども、証言の信用性が問題となる事案の判断の難しさというのを、率直に2番の方からお話をいただきまして、これはやはり双方の言い分しかない事件というのは、これは幾らでもあるわけなんですけれども、やはりその中で、もう間違いないというレベルでの判断をしていかなきゃいけないという事件って、今後もいっぱい出てくると思うんですね。その時に、今日、お感じになられた難しさというのがどういうところにあって、どういう材料を裁判員の方に見ていただき、その評価の仕方とかを光の当て方、その事実の見方というものを提示すれば、適切に判断がしやすくなるのかどうかという点を、もっともっと考えていかなければならないなというふうに思いました。併せて、共犯事件で、今日、5番、6番の方と3番の方というのは同じ事件を別々にやられたというような、一緒に話が聞けたらなというお話も出ましたけれども、共犯事件というのは、これは被告人双方で利害が対立してたりすると、なかなか一緒にやったりするのも難しいということも現実あつたりするんですが、事件によっては、そこは併合して一緒にやって審理していくのが分かりやすいというものもあるんじゃないのかなというの、改めて考えさせられたところです。

最後、共通点として出てきたのは、量刑についての話し合い、判断の難しさというのは、これはやはり今後の裁判所の評議を主催する立場として、もっともっと考

えなきゃいけないなと思ったんですけれども、何度も皆さんから出てきたとおり、そもそも量刑の基準とといいますか、評価基準ですよね、その目盛みたいなのを持ち合わせていない状況で審理に入っているの、いろいろと意見を言われても、何が適切な刑なのか分かりにくいという御指摘というのは、これはもう前々から出てるところなんですよね。そこで、我々としてもやはり、じゃあ、刑罰を考える時というのに、どういう要素に着目すべきなのかと、その判断する主体がどんな判断主体になっても納得できる結論が出ないと、これは被告人にとっては裁判なんていえないものになってしまいますので、そういう結論が適切に導かれるために、やはり皆さんにその量刑の考え方というのがどういうふうになっているのか、それはなぜなのかというのを、もっと分かりやすくこちらの方から御説明差し上げて、そしてその量刑システムというの、じゃあ、どういうふうを活用していくのかと。何でそういう分布になっているのかという辺りも含めて、しっかりと御理解いただけるように御説明申し上げた上で、それぞれの御意見を活発に述べていただいて議論を深めていく必要があるのかなというふうに、改めて感じさせられたところであります。

こういった機会を積み重ねていくことで、より良い審理や評議ができるように努力していきたいなというふうに改めて思いました。今日はありがとうございました。

(司会者)

時間オーバーしてしまいまして、申しわけございません。では、これで意見交換会については終了したいかと思えます。本当に貴重な御意見いただきまして、まことにありがとうございました。より良い制度に向けてまた生かしていければと思います。本日はまことにありがとうございました。